

# こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2023年12月1日  
発行所  
オールフォーワングループ

国松司法書士法人  
行政書士国松偉公子事務所  
オールフォーワン土地家屋調査士事務所  
〒1850021  
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号  
ゼルコパビル 4 階  
TEL 0423000255 fax 0423000256  
[office@kunimatu.jp](mailto:office@kunimatu.jp)

一気に冬へと突入し、今年最終月となりました。時の経つのが早いと感じるのは、日々がマンネリ化していて刺激がなく新しいことにチャレンジしていない証拠かもしれません。年齢を重ねるとそんなことも言ってはいただけませんが、いつまでも若々しくいるために「チャレンジ精神」だけは持っていたいと思う今日この頃です。皆様はどうお考えですか？

さて、今回も後見制度支援信託を取りあげています。たまにお客様から「後見制度支援信託を利用したいんだけど」とお問い合わせをいただくことがあります。では「一緒に銀行へ行って手続きしましょう」と言えるお手軽な制度ではありません。なぜなら、この制度は金融機関の金融商品でありつつも、家庭裁判所からの指示がないと利用出来ない珍しい金融商品だからです。

しかも、現状存在する預金額のほとんどをその信託する金融機関に移動したり、預金を解約して移動するため、慎重に行う必要があります。本人がそれぞれの金融機関との信頼関係に基づいて契約した預金を、後見人がいとも簡単に崩してしまうことは、その信頼関係を崩してしまうことや、家族とその金融機関との関係性も崩してしまうことにつながりかねないからです。まずは成年後見の中の「後見類型」での申立を家庭裁判所にすることがスタートラインですから、そこで足踏みしてしまうお客様も多いようです。そもそもこの制度は後見人の不正を防ぐために出来た制度ですから、その制度趣旨に立ち返って後見人の倫理を世の中に浸透させることが最も重要ではないか、と考えさせられるのです。

## IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



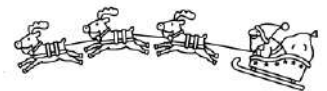
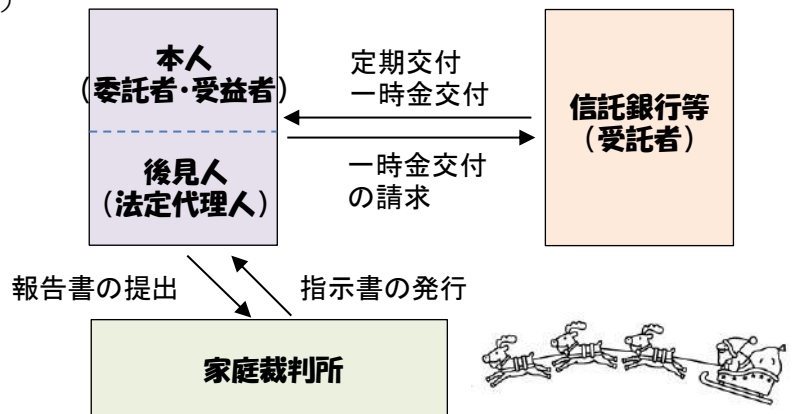
IKUKO

今回も「後見制度支援信託」についてご紹介します。この制度の大まかな仕組みや特徴については説明済ですので、もう少し具体的な中身について見ていきましょう。

信託契約を締結すると、**信託した預貯金は自由に出し入れができなくなります**。そのため、収入よりも支出が多い場合、契約時にあらかじめ定期的に交付する金額を定めておきます。信託銀行等はその契約で定めた金額を定期的に後見人が管理する預貯金口座に給付します。これは本人の施設の費用や生活費といった日常的に発生する費用を支払うためのものです。そのため、予定外の医療費や臨時の支出があり、後見人が管理する預貯金口座からの支出では不足してしまう場合、**後見人は家庭裁判所に報告し、指示書を得て、信託銀行等に請求**することで一時金の交付を受けます。(下図参照)

この指示書が必要となる一時金の交付以外の手続きには他に、定期交付金額の変更といった信託の変更をするとき、予定外の収入により信託財産に金銭を追加(追加信託)するとき、信託契約を解約せざるをえないときなどがあります。

こうして管理される信託財産は、信託銀行からの報告書や通帳等で確認することができるため、適切に管理されるというわけです。



YouTube

国松偉公子の  
相続相談室  
(\*^o^\*)



★LINE★  
国松司法書士法人  
新アカウントで  
きました!!  
どうぞよろしく☆



では、後見制度支援信託にはどのようなデメリットがあるのでしょうか。掛かってくる費用面や緊急で金銭が必要になったときに引き出すまでに時間を要してしまって困るといったものがありますが、特記したいのは取扱金融機関の少なさです。そこで平成30年からスタートしたのが「後見制度支援預金」です。こちらは信託に比べ取扱金融機関も多いという特徴がありますので、次号はこちらを紹介したいと思います！